

お支払い方法について

○「納付書払」と「口座払」が可能です。

【納付書払】

【重要】2種類の納付書が同封されています。

どちらか一方の納付書を選択してお支払いください。

- ①「全期払」：年税額を一括でお支払いする場合にお使いください。
- ②「各期（1期・2期・3期・4期）払」：年間4期に分けて分納する場合にお使いください。
以降は各納期月に納付書を送付します。

【口座払】

納税通知書に記載された登録口座より、納付月の25日に自動的に振替を行います。

なお、口座振替登録のある方には納付書を送付しておりません。

○納税通知書に記載された事項について不服（価格を除く）が場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

固定資産税に係る各種届出について

○固定資産税は、毎年賦課期日（1月1日）時点の課税台帳に掲載された固定資産の情報に基づき課税されています。

固定資産の状況に変更があった場合は、届出が必要です。

【※地方税法第三百四十三条・三百四十九条及び長島町税条例第五十四条・第六十一条】

(1)所有者・納税義務者を変更するとき (例) 納税義務者が死亡した 売買等で新たに土地・家屋を保有した…等	課税台帳所有者・ 納税義務者変更申請書
(2)家屋を解体した時 (例) 住宅、倉庫を解体した、等	課税台帳家屋抹消届
(3)土地の使用状況(現況)に変更が生じた時 (例) 山林を切り開いて住宅を建築した(山林⇒宅地) 家屋を解体して畑を造成した(宅地⇒畑) ※「その他雑種地」については、現況によって評価基準が変わるため、 現況の変更について届出をお願いします。 (例) 駐車場 ⇒ 太陽光発電施設利用地へ転用 (法面含む)未利用地 ⇒ 造成し集積場(平地)へ転用	課税地目変更申請書